

津市避難所等建築物耐震診断事業補助金交付要綱

平成20年3月25日訓第14号

改正 平成26年7月31日訓第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、避難所、一時避難場所等（以下「避難所等」という。）となる建築物の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象建築物 次のいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 木造であるもの
 - イ 避難所等の施設として利用が見込まれる建築物
 - ウ 民間のもの
 - エ 本市の区域内にあるもの
 - オ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (2) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所に属する者で、同法第2条第1項に規定する建築士（同法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する建築物については、それぞれ当該各条に規定する建築士）をいう。
- (3) 耐震診断 耐震診断者が国土交通省住宅局建築指導課監修の耐震診断基準に基づいて耐震性の評価（基礎下に関する地盤調査等を除く。）を行うこと及び三重県木造住宅耐震診断マニュアル又は一般財団法人日本建築防災協会発行の木造住宅の耐震診断と補強方法に基づいて耐震性の評価を行うことをいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「避難所等建築物耐震診断事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、補助対象建築物に関し複数の耐震診断を受ける者（当該補助対象建築物の所有者又は管理者に限る。）に対して、当該耐震診断に要する費用（以下「補助対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、補助対象建築物1棟につき補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額が3万円を超えるときは、3万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、同一建築物について1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、避難所等建築物耐震診断事業補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断に要する経費の見積書等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、避難所等建築物耐震診断事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日まで、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書

(2) 耐震診断判定書

(3) 耐震診断業務委託契約書及び領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月31日訓第66号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

避難所等建築物耐震診断事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住所

申請者 氏名

⑩

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

電話

津市避難所等建築物耐震診断事業補助金交付要綱第6条の規定により補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

建築物の名称				
建築物の所在地		津市		
建築物の用途				
建築年月日				
建築物の構造				
建築物の規模		地上 階	地下 階	延べ床面積 m ²
耐震診断者	資格	(一級・二級・木造)建築士 登録番号()号		
	氏名			
	勤務先	事務所名		
		登録番号	()	知事登録第 号
		所在地		
電話番号		()	-	
耐震診断着手(予定)日		年 月 日		
耐震診断完了(予定)日		年 月 日		
補助申請額		円		

【添付書類】

- (1) 耐震診断に要する経費の見積書等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類